

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書の訂正報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2020年10月2日

【会社名】 株式会社カーメイト

【英訳名】 CAR MATE MFG. CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長執行役員 徳田 勝

【本店の所在の場所】 東京都豊島区长崎五丁目33番11号

【電話番号】 03-5926-1211 (代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員 総務部担当 奥村 英治

【最寄りの連絡場所】 東京都豊島区长崎五丁目33番11号

【電話番号】 03-5926-1211 (代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員 総務部担当 奥村 英治

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【臨時報告書の訂正報告書の提出理由】

2020年6月29日付で金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2行第9号の2の規定に基づき、定時株主総会における議決権行使の結果に関する臨時報告書を提出しましたが、当社の議決権行使集計業務を委託しているみずほ信託銀行株式会社（当社の株主名簿管理人）において一部議決権の未集計が判明したため、金融商品取引法第24条の5第5項の規定に基づき、臨時報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

2 報告内容

(3)決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

3 【訂正箇所】

訂正箇所は___を付して表示しております。

(訂正前)

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
第1号議案 剰余金処分の件	59,736	35	0	(注)1	可決 99.94
第2号議案 定款一部変更の件	59,664	107	0	(注)2	可決 99.82
第3号議案 取締役8名選任の件					
村田隆昭	54,069	5,702	0		可決 90.46
徳田 勝	59,622	149	0		可決 99.75
赤羽道明	59,658	113	0		可決 99.81
長崎良夫	59,658	113	0	(注)3	可決 99.81
井上 満	59,658	113	0		可決 99.81
打江佳典	59,658	113	0		可決 99.81
真子義邦	59,654	117	0		可決 99.80
谷口彬雄	59,644	127	0		可決 99.79
第4号議案 監査役3名選任の件					
塩沼忠志	59,646	125	0		可決 99.79
加藤武仁	59,642	129	0	(注)3	可決 99.78
稲葉 豊	59,642	129	0		可決 99.78
第5号議案 退任監査役に対し 退職慰労金贈呈の件	54,037	5,734	0	(注)1	可決 90.41

(注)1.出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

2.議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

3.議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(訂正後)

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
第1号議案 剰余金処分の件	59,752	35	0	(注)1	可決 99.94
第2号議案 定款一部変更の件	59,674	113	0	(注)2	可決 99.81
第3号議案 取締役8名選任の件					
村田隆昭	54,078	5,709	0	(注)3	可決 90.45
徳田 勝	59,632	155	0		可決 99.74
赤羽道明	59,668	119	0		可決 99.80
長崎良夫	59,668	119	0		可決 99.80
井上 満	59,668	119	0		可決 99.80
打江佳典	59,668	119	0		可決 99.80
真子義邦	59,664	123	0		可決 99.79
谷口彬雄	59,653	134	0		可決 99.78
第4号議案 監査役3名選任の件					
塩沼忠志	59,656	131	0	(注)3	可決 99.78
加藤武仁	59,651	136	0		可決 99.77
稲葉 豊	59,651	136	0		可決 99.77
第5号議案 退任監査役に対し 退職慰労金贈呈の件	54,045	5,742	0	(注)1	可決 90.40

(注) 1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。
3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。